

協議運賃・運賃協議会について

1. 協議運賃とは

□乗合バスの運賃は、バス事業者が、運行にかかる原価に適正な利潤を上乗せして設定したものを国土交通大臣に申請し、認可された金額を上限として設定します(上限運賃)。バス事業者は、上限運賃以下の金額で運賃を設定します(実施運賃)。

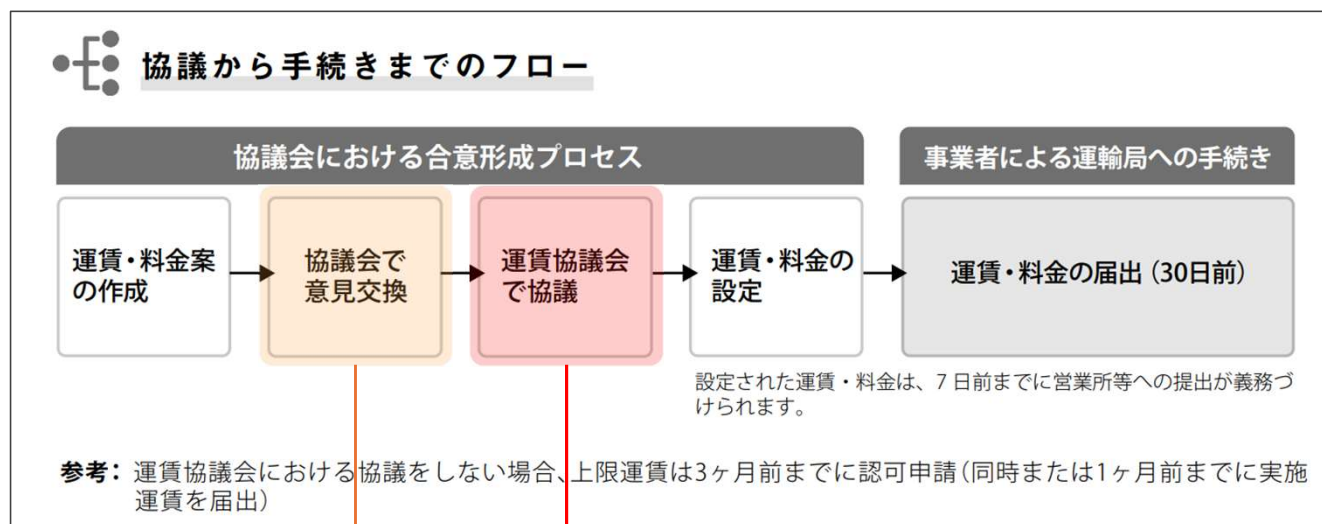
□コミュニティバス等では、利用が少ない地域や外出支援などの政策的観点で導入され、収支が成り立たない運行となることや低廉な運賃が設定され、運賃だけでは認可が得られないことから、地域の関係者の協議により運賃を設定することができることとされています(協議運賃)。

2. 運賃協議会とは

□コミュニティバス等のサービスについては、地域公共交通協議会などの自治体が主体的に関与する場において、地域の関係者によってその必要性についての合意形成がなされた場合、道路運送法の特定が適用され、認可が得られる仕組みとなっています。

□協議運賃制度についても、従前は地域公共交通協議会等で協議していましたが、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないよう、令和5年10月1日以降は、運賃を定めようとする事業者のみが協議に参加することとなりました(運賃協議会)。

3. 協議から手続までの流れ



7月7日 地域公共交通協議会

運賃は、現行の運賃と同額とする方針としつつ、再編後の利用状況等を踏まえ、引き続き、必要な運賃設定の考え方について検討を行う。

9月26日 運賃協議会

本日の協議

出展：自治体交通担当者のための道路運送法実務マニュアル
(令和6年3月国土交通省中部運輸局)